

居宅介護サービス

質問します



審査会で「要介護1～5」に認定されました。どのようなサービスが受けられますか？

お答えします



自宅でサービスが受けられる「居宅介護サービス」と施設に入所する「施設介護サービス」があります。

居宅介護サービスとは

「要介護1～5」と認定された「要介護者」(介護が必要な方)が利用できます。介護度がさらに重くなることを防止し、日常生活を送る上でできる限り介護状態を維持、または軽減することを目的としたサービスです。

居宅介護サービスは大きく6種類の内容から成り立っています。

なお、居宅介護サービスを利用する場合、事前に居宅サービス計画(ケアプラン)を作成して、計画的に介護をする必要があります。ケアプランの作成は無料です。ケアプランは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと利用者が話し合いのもと作成します。

施設介護サービスとは

要介護度が「要介護1～5」と認定された「要介護者」(介護が必要な方)が利用できるサービスで、施設に入所してサービスを受けます。

施設は、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで、契約を結びます。

[23 ページへ](#)

費用の支払い

- 利用者負担は、サービスにかかる基本的な費用の1割～3割です。
- 限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。
- 居宅介護サービスの利用限度額
- 左記の利用限度額とは別枠のサービス

要介護度	利用限度額 (1月につき)
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- 居宅介護福祉用具購入：1年間10万円まで
- 居宅介護住宅改修：20万円まで
- 居宅療養管理指導